

清水町通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 清水町の小中学校等における通学路の防犯、交通安全等の確保を図るため、清水町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 推進会議は、町内の通学路における防犯、交通安全等の確保の取組を着実かつ効果的に推進するための基本方針（清水町通学路交通安全プログラム）を策定し、通学路に係る課題についての連絡調整や情報交換を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関で組織する。

- 2 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員長には清水町教育委員会学校教育課長を、副委員長には清水町町民生活課長を充てる。
- 3 委員長に事故等あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認める場合は、別表に掲げる団体等以外のものを招集することができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務を処理するため、清水町教育委員会学校教育課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項で、推進会議の運営に関して必要な事項は、推進会議で決定する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	団 体 名
国	北海道開発局帯広開発建設部帯広道路事務所
北海道	北海道釧路方面新得警察署 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部事業課
町	清水町町民生活課 清水町子育て支援課 清水町建設課
教育委員会	清水町教育委員会
学 校	清水町立清水小学校 清水町立御影小学校 清水町立清水中学校 清水町立御影中学校
PTA	清水町 PTA 連合会